

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 財団法人 四日市市まちづくり振興事業団
市民文化部文化国際課（指定管理に関する事務の所管課）
- 3 事前調査期間 平成22年1月7日
- 4 監査期間 平成22年2月2日
- 5 監査対象年度 平成20年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査の方法 四日市市文化会館及び茶室「泗翠庵」の指定管理者である財団法人 四日市市まちづくり振興事業団に対して、公の施設に係る平成20年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかの主眼を以て監査を実施した。
また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を以て監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

| | |
|-----|---------------------|
| 名称 | 財団法人 四日市市まちづくり振興事業団 |
| 代表者 | 理事長 小菅 弘正 |
| 住所 | 四日市市本町9番8号 |

2 指定管理の概要

| | |
|-----------------|--|
| 施設名 | 四日市市文化会館、茶室「泗翠庵」 |
| 所在地 | 四日市市安島二丁目5番3号 |
| 設置年月日 | 昭和57年8月1日 |
| 指定管理期間 | 平成18年4月1日～平成21年3月31日 |
| 指定管理料 | 336,708,000円(平成20年度) |
| 指定管理に係る 収支状況 | 収入 539,176,149円 支出 476,308,273円 収支差額 62,867,876円 |
| 利用実績 | 年間利用者数 四日市市文化会館 477,692人 茶室「泗翠庵」 13,144人 |

3 指定管理者の業務範囲

【四日市市文化会館・茶室】

- ア 施設の使用許可、特別の設備の設置許可、使用許可の取り消し、入場の制限その他使用許可に関する業務
- イ 利用料金の徴収、利用料金の減免、利用料金の還付その他利用料金に関する業務
- ウ 施設等の維持管理に関する業務
- エ その他事業の運営に関して市長が必要と認めた業務

4 収支状況

【四日市市文化会館】

単位：円

| 項目 | 実施計画 (a) | 実績額 (b) | 比較増減 (b) - (a) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 事業収入 | | | |
| 指定管理料収入 | 3 2 7 , 0 5 9 , 0 0 0 | 3 2 7 , 0 5 9 , 0 0 0 | 0 |
| 事業受託収入 | 4 , 1 0 0 , 0 0 0 | 4 , 1 0 0 , 0 0 0 | 0 |
| 入場料等収入 | 6 3 , 1 5 3 , 0 0 0 | 5 5 , 3 7 4 , 1 5 4 | 7 , 7 7 8 , 8 4 6 |
| 広告収入 | 5 , 1 1 2 , 0 0 0 | 3 , 4 9 4 , 0 0 0 | 1 , 6 1 8 , 0 0 0 |
| 刊行物販売収入 | 5 7 0 , 0 0 0 | 3 5 4 , 5 4 6 | 2 1 5 , 4 5 4 |
| 食堂使用料等収入 | 7 , 6 2 7 , 0 0 0 | 7 , 4 3 9 , 6 0 8 | 1 8 7 , 3 9 2 |
| 補助金収入 | 4 , 0 2 0 , 0 0 0 | 4 , 4 1 2 , 3 0 0 | 3 9 2 , 3 0 0 |
| 寄付金収入 | 0 | 6 2 , 4 1 4 , 4 2 7 | 6 2 , 4 1 4 , 4 2 7 |
| 雑収入 | 1 9 0 , 0 0 0 | 1 , 0 9 3 , 8 8 4 | 9 0 3 , 8 8 4 |
| 引当金取り崩し額等 | 3 , 6 0 0 , 0 0 0 | 6 0 , 7 5 2 , 4 8 0 | 5 7 , 1 5 2 , 4 8 0 |
| 収入 計 | 4 1 5 , 4 3 1 , 0 0 0 | 5 2 6 , 4 9 4 , 3 9 9 | 1 1 1 , 0 6 3 , 3 9 9 |
| 人件費 | 9 1 , 4 6 3 , 0 0 0 | 1 0 7 , 1 4 2 , 8 7 7 | 1 5 , 6 7 9 , 8 7 7 |
| 管理費 | 2 8 9 , 4 4 6 , 0 0 0 | 2 6 8 , 5 6 6 , 8 4 6 | 2 0 , 8 7 9 , 1 5 4 |
| 交際費 | 3 3 , 0 0 0 | 1 1 2 , 8 3 5 | 7 9 , 8 3 5 |
| 通信運搬費 | 2 , 4 1 9 , 0 0 0 | 1 , 5 6 1 , 5 1 6 | 8 5 7 , 4 8 4 |
| 消耗什器備品費 | 1 0 0 , 0 0 0 | 3 5 2 , 5 5 8 | 2 5 2 , 5 5 8 |
| 消耗品費 | 4 , 9 7 9 , 0 0 0 | 4 , 9 4 9 , 4 7 1 | 2 9 , 5 2 9 |
| 修繕費 | 1 3 , 2 8 9 , 0 0 0 | 8 , 4 1 9 , 1 2 9 | 4 , 8 6 9 , 8 7 1 |
| 印刷製本費 | 8 , 2 0 2 , 0 0 0 | 6 , 3 7 8 , 6 7 9 | 1 , 8 2 3 , 3 2 1 |
| 燃料費 | 1 3 6 , 0 0 0 | 9 8 , 7 8 4 | 3 7 , 2 1 6 |
| 光熱水費 | 5 3 , 0 1 6 , 0 0 0 | 4 7 , 1 8 9 , 6 7 2 | 5 , 8 2 6 , 3 2 8 |
| 賃借料 | 1 2 , 4 8 7 , 0 0 0 | 1 1 , 1 8 6 , 8 0 5 | 1 , 3 0 0 , 1 9 5 |
| 保険料 | 6 0 5 , 0 0 0 | 3 6 1 , 8 9 0 | 2 4 3 , 1 1 0 |
| 諸謝金 | 7 , 5 8 7 , 0 0 0 | 7 , 7 7 0 , 4 4 1 | 1 8 3 , 4 4 1 |
| 手数料 | 2 , 0 8 1 , 0 0 0 | 4 , 1 7 3 , 7 4 4 | 2 , 0 9 2 , 7 4 4 |
| 委託料 | 1 7 8 , 9 4 3 , 0 0 0 | 1 7 1 , 6 8 5 , 6 9 5 | 7 , 2 5 7 , 3 0 5 |

| | | | |
|-------|-------------|-------------|------------|
| 広告宣伝費 | 4,701,000 | 3,820,425 | 880,575 |
| その他 | 868,000 | 505,202 | 362,798 |
| 一般管理費 | 34,522,000 | 87,523,695 | 53,001,695 |
| 支出計 | 415,431,000 | 463,233,418 | 47,802,418 |
| 収支差額 | 0 | 63,260,981 | 63,260,981 |

【茶室】

単位：円

| 項目 | 実施計画 (a) | 実績額 (b) | 比較増減 (b) - (a) |
|---------|------------|------------|----------------|
| 事業収入 | | | |
| 指定管理料収入 | 9,649,000 | 9,649,000 | 0 |
| 茶室収入 | 2,554,000 | 3,032,750 | 478,750 |
| 収入計 | 12,203,000 | 12,681,750 | 478,750 |
| 人件費 | 4,794,000 | 4,360,667 | 433,333 |
| 管理費 | 7,409,000 | 8,714,188 | 1,305,188 |
| 通信運搬費 | 54,000 | 58,138 | 4,138 |
| 消耗什器備品費 | 28,000 | 0 | 28,000 |
| 消耗品費 | 1,730,000 | 2,009,712 | 279,712 |
| 修繕費 | 215,000 | 755,521 | 540,521 |
| 印刷製本費 | 261,000 | 313,520 | 52,520 |
| 光熱水費 | 1,145,000 | 1,443,027 | 298,027 |
| 賃借料 | 798,000 | 797,430 | 570 |
| 保険料 | 3,000 | 2,500 | 500 |
| 手数料 | 15,000 | 4,170 | 10,830 |
| 委託料 | 3,064,000 | 3,227,010 | 163,010 |
| 広告宣伝費 | 76,000 | 70,800 | 5,200 |
| その他 | 20,000 | 32,360 | 12,360 |
| 支出計 | 12,203,000 | 13,074,855 | 871,855 |
| 収支差額 | 0 | 393,105 | 393,105 |

第3 監査結果

監査の対象とした四日市市文化会館及び茶室「泗翠庵」の指定管理者：財団法人 四日市市まちづくり振興事業団に対する公の施設の管理に係る平成20年度における出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査した結果、次のとおり改善又は検討を要する事項が多く見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【(財)四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 管理備品の適正管理について

基本協定書第30条では、管理備品については常に良好な状態に保たなければならないと規定されているが、収蔵庫における管理備品の保管状況の実査を行ったところ、備品と機材が区別なく雑然と収納されていた。すべての施設備品は、市民からの預かり品であり、その一品たりとも紛失・盗難・破損・劣化などは絶対にさせてはならない。その保全・管理は重大な業務であることの再認識を徹底されたい。

また、高価な絵画が物置部屋に放置されたり、電源・機械室に備品が積まれており、5Sの基本の逸脱が顕著である。早急に整理・整頓を実施され、定期的に現物と備品台帳の照合を行う体制を整備するとともに、棚札を整備したり管理基準を定めるなど備品の適正管理を行うよう改められたい。 【是正改善事項】

(2) 備品等の引継ぎについて

基本協定書第48条では、指定管理者が指定管理料で購入した備品は、基本協定の終了に際して、四日市市に引き継ぐものとしているが、基本協定が終了した時点で、指定管理料により購入した備品(コインロッカー・スクリーンなど)について、備品台帳への登載など市への引継ぎ手続きがなされていなかった。速やかに、基本協定書に基づき、所定の引継ぎ手続きを行うなど適正な備品管理を行うよう改められたい。 【是正改善事項】

(3) 使用料の徴収事務について

時間超過使用許可申請において、同一時間帯の使用許可申請書が重複して保存されていた。本来、取り消すべきものが未処理で残っていたものであり、今後は適切な処理を行うよう注意されたい。 【注意事項】

(4) 収納金の処理について

茶室「泗翠庵」の収納金の処理について、四日市市まちづくり振興事業団経理規程では収納した金銭は、やむを得ない理由がある場合を除き、当日中に金融機関に預け入れることになっているが、5日~10日間分をまとめて振り込みの処理がなされていた。盗難・紛失等を防止する観点から、経理規程に基づき、適正な収納金処理を行うよう改められたい。 【是正改善事項】

(5) 呈茶券・呈茶回数券の管理について

ア 茶室「泗翠庵」で販売している呈茶回数券の受払いの整理が売上傳票のみで行われていた。

呈茶回数券の受払いを明確にするため、受払簿を備え、その都度受払いを管理するとともに、定期的に受払簿と残高の確認を行うなど適正な金券管理を行うよう改められたい。

【是正改善事項】

イ 茶室「泗翠庵」における呈茶券及び呈茶回数券の出納について、現金出納帳による出納管理が行われていなかった。四日市市まちづくり振興事業団経理規程では、会計帳簿について

は補助簿として現金出納帳等を整備することになっているので、現金出納帳を備え出納の都度記録するよう改められたい。 【是正改善事項】

【文化国際課】

(1) 貸与備品の管理について

指定管理者への貸与備品の管理については、所管課による台帳との現物照合は行われておらず、また、指定管理者の管理状況も適切に把握していないのが現状である。市有財産の適切な管理の観点から、所管課職員の立会いのもとに現物照合を行うとともに、照合結果の書面での報告を義務化するなど、所管課の積極的な関与による管理方法に改めること。

【是正改善事項】

2 所 見

【(財)四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 手順書等の整備について

利用料金の収受を含む資金管理、備品管理、施設の巡回点検など施設の日常管理を行うにあたり、管理業務仕様書に基づき管理運営を行っているが、業務運営上必要となる手順書等が文書化されていない。特に、指定管理者の組織規模が大きくなればなるほど詳細な手順書等が必要であるので、所管課とも協議のうえ、早急に手順書等の整備を検討されたい。

【検討事項】

(2) 「文化展望四日市」の在庫管理について

管理業務仕様書に定める文化事業において、年1回「文化展望四日市」(ラ・ソージュ)を発行しており、他自治体等への寄贈や書店等で販売しているが、バックナンバー本を含めて、在庫状況の把握がなされていない。受払簿を作成するなど、常に在庫状況が把握できるよう適正な在庫管理の方法を検討されたい。

【検討事項】

(3) 保険の付保について

基本協定書第8条に基づき管理する備品のなかには絵画等美術工芸品やピアノなど高価な備品が含まれている。基本協定書第42条では、自らのリスクに対して適切な範囲で保険を付するものとなっているが、当該備品に対して付保がなされていないので、リスク管理の観点から、管理備品について一定のルール化を図り、付保を検討されたい。

【検討事項】

(4) 施設の使用許可について

使用申込みが高倍率になり、文化団体等が抽選に外れて会場が確保できない状況が発生している。四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例によれば、文化会館の設置目的は市民の文化、教育、福祉等の増進に資することにあるが、使用申込みの状況をみると物品販売目的などの使用許可も見受けられた。基本協定書に定める使用許可業務について、解釈上又は運用上疑義が生じないよう、より明確な規定に改めるよう検討されたい。

【検討事項】

(5) 委託契約事務のマニュアル化について

舞台の音響設備保守点検や照明設備保守点検など多くの委託業務契約が、専門性が高いとか設備の設置業者であるとの理由で1者単独随意契約により業務委託が行われているが、舞台音響施設の保守業務に関しては県下に複数の業者があり、他に委託可能な業者も存在する。真に随意契約が必要な場合を除き、経済性・競争性の観点から、2者以上からの見積書を徴するなど、常にコスト意識をもって適正な契約事務を執行できるよう、委託契約業務のマニュアル化を検討されたい。 【検討事項】

【文化国際課】

(1) 駐車場の確保について

管理業務仕様書に定める駐車場管理業務について、利用者からの苦情や要望をみると、利用者の駐車場不足に関することが多く寄せられている。催事によっては平日夜間や土・日曜日に敷地内や第4駐車場等が満車になる状態が発生していた。市民サービスの一層の向上を図るため、満車時に来館者を誘導できるような周辺駐車場の確保を検討すること。

【検討事項】

(2) 月次報告書の確認について

基本協定書及び年度協定書に基づき、毎月、月次報告書の提出・報告を受けているが、使用料の収入状況など業務内容等は、適切で定形の確認方法を確立していない。売上傳票と帳簿・現預金との照合、預金残高と通帳残高との照合、貸与物品の抽出検査システムの立案を実施するなど牽制機能の確保や新しい観点を入れた月次報告書のチェック方法を検討すること。

【検討事項】

(3) 茶室「泗翠庵」の利用促進について

茶室「泗翠庵」については、一般利用者用の駐車場がないことに加えて、市民へのPRが不足していることが利用者の伸びない要因のひとつと考えられる。一例として駅前の市民窓口サービスセンターで立礼席を設けるなど泗翠庵に誘導するような新しい手法を検討するなど、広く市民に関心をもって頂くような具体的な取り組みを検討されたい。 【検討事項】